

## インターネットの活用に関する校内運用基準

### 1. 本基準の趣旨

この基準は、「岡山市立学校園における OA 機器の運用及び管理に関する要領(平成 18 年 4 月 17 日教育長決裁)」並びに「岡山市立学校園の情報教育におけるインターネット利用要領(平成 18 年 4 月 17 日教育長決裁)」に基づき、岡山市立竹枝小学校におけるインターネットの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. インターネット利用の目的

児童及び教職員は、次の各号に掲げる事項を目的としてインターネットを利用することができる。この他に新たな事項が発生した場合は、岡山市教育委員会関係課と協議する。

- 1 各教科や特別活動での学習
- 2 地域社会との連携
- 3 PTA 活動
- 4 教職員の研修
- 5 特色ある教育の推進
- 6 国内外の学校園及び諸機関との交流

### 3. 個人情報の保護

- 1 インターネットで個人情報を送信あるいは発信する場合、児童本人及び保護者等関係者の同意に基づき、教師の指導のもとに発信するものとする。また、その範囲は必要最低限のものとする。
- 2 個人情報発信・送信の範囲は次の各号の定めるとおりにする。
  - (ア)氏名 原則として発信しない。ただし、電子メール等相手が特定される場合には必要に応じて氏名を使うものとする。
  - (イ)写真 児童の写真を使用する場合は、集合写真等個人が特定できないよう適切な措置を講じる。
  - (ウ)住所等 住所、電話番号、生年月日、趣味、特技その他の個人情報は発信しないこととする。
  - (エ)意見等 児童の意見を発信する必要がある場合は、その効果及び影響を十分考慮し発信するものとする。

### 4. 教職員による児童の指導の徹底

- 1 教職員は、著作権等の知的財産及び肖像権に配慮し、インターネットにおける基本的なモラルに留意するとともに、児童へのモラルの浸透を図る。
- 2 教職員は、インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底する。
- 3 児童がインターネットを利用するときには、教師が立ち会い、ひつような指導を行うものとする。

### 5. 禁止事項

- 1 次に掲げる情報を発信してはならない。
  - (ア)個人のプライバシーを侵害するおそれがあると認められる情報
  - (イ)他人(団体を含む)を誹謗、中傷すると認められる情報
  - (ウ)他人に財産的不利益又は精神的苦痛を与えると認められる情報
  - (エ)不当な差別を助長するおそれがあると認められる情報
  - (オ)その他、学校教育において不適切と認められる情報
- 2 ネットワークに接続したパソコン等の機器、公共のネットワーク、あるいはインターネット等に支障を与える行為、又は支障を与えるおそれがある行為をしてはならない。
- 3 インターネットを通して得られた情報における知的財産権を侵害してはならない。
- 4 学校園内の OA 機器及びインターネットを営利的に利用してはならない。

### 6. セキュリティー等

インターネットの利用に際し次に挙げるセキュリティー(個人情報及びデータ)の保護に努めなければならない。

- 1 インターネットに接続するパーソナルコンピューター(以下「パソコン」という。)を特定し、それ以外のパソコンは直接インターネットに接続しない。
- 2 校内ネットワーク(以下「校内 LAN」という。)が設置され、これにインターネットを接続する場合には、外部接続のパソコンと校内 LAN の間にファイアウォール(ネットワークに接続された LAN 内のセキュリティー保つためのソフトウェア)等を設け、校内 LAN へ外部からの不法な侵入を防止する。
- 3 個人情報を含むデータは学校で準備した USB メモリーに保存・管理することとし、パソコン内部のハードディスクや個人の USB メモリー等には蓄えない。
- 4 コンピューターウイルス(コンピューターシステムに何らかの被害を及ぼす目的で作られたプログラム)の被害を予防するため、最新のウイルス対策ソフトによる検査を定期的に実施する。

### 7. WEB ページ上での基準の明記

本基準を WEB 上で必ず明記するものとする。

附則： この運用基準は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。